

2024 年 12 月

「The Tiger Mother/Father in Corporate Governance」

第 9 期 客員研究員

所属役職 東北大学法学研究科 准教授

(執筆当時：滋賀大学経済学部 講師)

氏名 頼奕成

要 約

株主利益とステークホルダー利益のバランスを調整するため、スチュワードシップ・コードに関する最近の議論の多くは、機関投資家による株主権の行使に焦点を当てている。企業統治の内容が複雑化する時代（CSR、ESG、DEI など）において、本稿で提案する三段階の分析枠組み（事前の規制策定、規制の実施、事後の規制評価）は、台湾の企業統治改革を例に、公的部門と市場、ハードローとソフトローの役割分担を再考する視点を提供する。

台湾の現行制度の利点は、市民社会が間接的に金融監督委員会に政治的圧力をかけ、機関投資家にスチュワードシップの行使を促すことができることである。一方、行政主導のモデルは台湾の資本市場には適していないかもしれない。アジアの典型的なタイガーペアレンツは、高い目標を掲げてランキングを追い求めるが、それは子供のニーズや自立的な成長と一致しないかもしれない。行政による適切な監督と業界団体による自発的な成長の尊重のバランスを模索し続ける必要がある。

行政が完全に主導する台湾の企業統治改革は、現状からすれば確かに素晴らしい成果を達成しているが、このタイガーペアレンツのような父権主義/母権主義が台湾をどこまで導けるかは引き続き注視して行く必要がある。

以 上

(掲載誌：Yichen Lai, *The Tiger Mother/Father in Corporate Governance*, REVUE INTERNATIONALE DES SERVICES FINANCIERS / INTERNATIONAL JOURNAL FOR FINANCIAL SERVICES 2024/2 61-68 (2024).

Available at: <http://dx.doi.org/10.2139/ssrn.4883908>)

- (注) 1 この内容の全部又は一部について、日本証券業協会に無断で使用（転用・複製等）及び改変を行うことはできません。
- 2 この論文に述べられている見解は筆者個人のものであり、日本証券業協会としての見解を示すものではありません。